

# 妃多治比高子をめぐって

安田 政彦

## はじめに

後宮職員令には、「妃二員 右四品以上」との規程があり、妃が品位を授けられる内親王に限ることを明記している。しかるに、弘仁六年（八一五）に多治比高子が嵯峨天皇妃とされている。

このことについて触れた研究は管見の限り見当たらないが、『皇室制度史料』后妃三（吉川弘文館、一九八九年）には、「内親王でない多治比高子・緒繼女王が妃となったのは令規に背く例であるが、蓋し殊寵に依るものであろう。」とある。

しかし、緒繼女王は「淳和太上天皇殊賜寵幸。令<sub>レ</sub>陪<sub>二</sub>宮掖<sub>一</sub>」たとはいうものの、尚蔵従二位で薨じており、妃ではない。<sup>1</sup> 臣下が妃となったのは多治比高子のみであり、それが嵯峨天皇の「殊寵」によるものであることは否定できないが、それだけで、令規定を無視し得たのであろうか。

天皇は律令を超える存在であるから、令規定を無視することも理論的には可能ではあるのだが、聖武天皇が、皇后に藤原光明子を立

てるにあたって、長屋王を謀殺し、さらに立后詔で長々と言ひ訳をせざるを得なかったのも、皇后に関する規程はないものの、妃の上位であり内親王でなければならぬという令解釈や慣例を簡単には無視出来なかつたからに他ならない。

従って、嵯峨天皇が多治比高子を妃と為すには、それなりの背景が存在していたからに違いない。

以下では、平安時代初期の妃を概観し、多治比高子が妃とされた背景をうかがってみた。

## 1. 桓武朝の妃

令制の妃が出現するのは桓武朝に入ってからである。奈良時代には、女帝が続いたことや、妃に適した年齢の内親王が少なかったことなどから、強いて妃が立てられることはなかつたのであろう。

桓武朝に妃に立てられたのは酒人内親王であるが、光仁天皇皇女で、母は井上内親王である。光仁朝の齋宮となり、長ずるに及ん

で、桓武後宮に迎えられて三品を授けられている<sup>2</sup>。酒人内親王は延暦元年（七八二）当時で二九歳であるが、他には光仁天皇皇女の弥努麻内親王があつたものの、彼女は延暦元年当時で五十歳、神王に適したと伝えられる<sup>4</sup>。従つて、妃の定員二員とはいえ、酒人内親王のみが桓武朝の妃として存在した。

その妃・酒人内親王は「寵幸方盛。生皇子朝原内親王」とはいふものの、「為性倨傲。情操不修。天皇不禁。任其所欲。姪行弥増。不能自制。」<sup>5</sup>といひ、妃にありながら淫行が納まらなかつた女性であり、桓武天皇もそれを黙認していたと伝える。

桓武天皇が酒人内親王を廃妃としなかつたのは、それだけ寵愛が大きかつたともみられるが、何よりも井上内親王の血を引くからであつたろう。

光仁天皇が立てられたのも、聖武天皇の皇女・井上内親王を娶つて、他戸王を儲けていたことにより、天武系の血統を受け継ぐ立場にあつたからに他ならない。その王位の正当性は、桓武天皇も意識していたはずであり、安易に酒人内親王を廃妃にするわけにはいかなかつたはずである。

しかしながら、酒人内親王の公然たる淫行は、妃という地位を著しく軽んじる結果となつたのではなからうか。

延暦五年に桓武夫人となつた藤原旅子は桓武擁立の功労者・藤原百川の娘として寵愛され、大伴親王を生んだが、延暦七年に年卅で薨去し、「妃並正一位」を贈られた<sup>7</sup>。死後とはいえ、臣下である旅

子に妃が贈られたのは、それだけ旅子への寵愛が大きかつたからであるろう。

さらに、桓武朝には皇后・藤原乙牟漏を筆頭に、夫人が延べ四名置かれたが、桓武朝末年には、令制にはなかつた女御・更衣が令制キサキの下におかれ、その地位は後世、しだいに上昇するのである。これは、令制キサキが有名無実化していく第一歩でもあつた。

このように、桓武朝には妃の地位の低下が始まつており、贈妃とはいえ、臣下が妃となる下地が形成されつつあつたといえよう。

## 2. 平城朝の妃

平城朝には朝原内親王と大宅内親王が妃とされている。

朝原内親王は、酒人内親王の女で、桓武朝に齋宮を務め、延暦十五年七月に三品に叙された<sup>8</sup>。『本朝皇胤紹運録』にも『一代要記』にも、「無寵」と記されている。

平城天皇も皇太子時代から、父・桓武天皇同様にその血統的正当性を意識してか、天武系の血筋を有する異母妹の朝原内親王を娶つたのであろうが、それ以上では無かつたことがわかる。

平城天皇には皇太子時代に父・桓武天皇擁立の功臣・藤原百川の女・帯子が入つており、これも父と同様の式家を優遇する後宮政策の一端であらう。しかしながら、藤原帯子は、延暦十三年五月に「頓逝」する<sup>9</sup>。朝原内親王が叙品されるのはその二年後であるから、

藤原帯子が将来の皇后候補であったのであろう。そのことは、即位後に、藤原帯子に皇后を追贈していることからわかる<sup>10)</sup>。

以後、在位中に皇后を立てることはなかったが、それは藤原帯子への寵愛の深さを示すとともに、その他の所生皇子女を有する女性たちの血筋が低かったことにもよる。また、藤原薬子への偏愛の結果でもあろう。

平城天皇にはいま一人の妃があった。大宅内親王である。いつ妃となったかは不明であるが、母は橘諸兄の曾孫、嶋田磨女の常子である。桓武天皇の女御とされる人物であり、天皇が崩御したおりに出家しており、平城天皇から「敬重之」<sup>11)</sup>られたという。大宅内親王は延暦二十二年に高志内親王、高津内親王とともに加笄しており、いづれも天皇のキサキとなっている（高志内親王は淳和、高津内親王は嵯峨のキサキ）。そこに桓武天皇の意向をみる<sup>12)</sup>ことが出来る。しかしながら、大宅内親王は所生子も無く、平城天皇の寵愛が篤かったとはいえない。

この二人の妃は平城後宮における地位こそ、皇后の不在で高かったものの、天皇の寵愛薄く、存在自体が希薄であった。その結果、平城上皇の変により太上天皇が出家して以後、弘仁三年五月に相繼いで妃を辞している<sup>13)</sup>。

この妃辞職は、平城上皇の変を起こした太上天皇の妃という立場上、キサキの最高位として、藤原薬子の不始末をも責任を取る形で行われたのではなからうか。ただし、嵯峨天皇からの責めを負った

わけではないことは、いづれも品位を剥奪されたわけではなかったことからわかる<sup>14)</sup>。

しかしながら、妃の辞職という前代未聞の出来事は、桓武朝に低下した妃の地位を、さらに軽んずる結果となったことは否めない。

### 3. 多治比高子の立妃

嵯峨朝に入ると、高津内親王が三品に叙されて妃となり、同日に橘朝臣嘉智子と多治比真人高子が夫人とされた<sup>15)</sup>。このとき、橘嘉智子と多治比高子が正四位下であったことは、大同四年（八〇九）十二月に二人が「封各一百戸」を賜わったことからわかる。いづれも皇太子時代からのキサキであったと思われる。ついで弘仁元年に二人揃って従三位を授けられる<sup>16)</sup>。

弘仁六年七月に至って、夫人従三位橘朝臣嘉智子が皇后に冊立されるが、立后詔には「斯理弊《乃》政有《倍之止》」<sup>17)</sup>のみで、特段の言い訳めいた言葉はみられない。これまで臣下から立后したのは光明子・乙牟漏と藤原氏のみで、平城天皇の贈后も藤原帯子であったのだが、橘氏の立后に差し障りがあった様子はみえない。

それとともに、同日に夫人従三位多治比真人高子が妃、従四位下藤原朝臣緒夏が夫人にされているのである<sup>18)</sup>。ここに多治比高子が臣下で初めて妃となったのだが、これは何故であろうか。

実は、先に妃となった高津内親王は、嵯峨第一女・業子内親王と

嵯峨第二子業良親王を生んでいるのだが、「未幾而廢。良有<sub>レ</sub>以也。」と記されているのである。<sup>19)</sup> いつ廢されたか不明だが、業子内親王が弘仁六年六月に薨じており、その翌月に立后・立妃があつたことから、業子内親王の死とともに廢された可能性もあろう。その理由は「良有<sub>レ</sub>以也。」というのみで、これまた不明ではある。高津内親王は薨去時三品であつたから、品位を剥奪されたわけではなく、内親王自身の瑕疵によるものでないことが推測される。所生の業良親王薨伝には、「親王精爽變易。清狂不<sub>レ</sub>慧。心不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>審得失之地。」<sup>20)</sup>とあり、精神的に問題があつた親王であり、そのことと関係があるのではなからうか。<sup>21)</sup>

これまでにみてきたように、妃は桓武朝以降、次第にその重みが低下してきており、ついに廢妃という事態に至つたことは、内親王という尊貴性と妃の尊貴性の低下が一致しなくなつたことを示しており、ここに臣下を妃にする余地が生まれたのではなからうか。

一方、高津内親王のあとの妃を形式的にも内親王から選ぶ選択肢もあり得た。嵯峨後宮に入内しうる内親王は桓武皇女に少なからずいたからである。例えば、高津内親王より年上と思われる夫人・多治比真宗所生の因幡・安濃両内親王や高津内親王より年下で大宅内親王よりは上と思われる藤原河子所生の安勅・大井両内親王などである。しかし、妃の地位が低下してしまつた以上、そこに尊貴性を有する内親王をつけることは憚られたのではないか。あるいは、平城妃の辞職、大伴親王妃・高志内親王の薨去<sup>22)</sup>、ついで高津内親王の

廢妃と、三帝（大伴親王はこの時点で皇太弟）それぞれに配された内親王妃における不幸は、内親王を妃に迎えることに不安を懐かせるに十分な出来事であつたであらう。

他方、橘嘉智子と同様に多治比高子を遇したいと嵯峨天皇が思えば、地位が低下したとはいえ、妃となすことは、令規定を無視しても、特別待遇として十分に認識されたであらう。妃は地位のみならず、その待遇においても夫人を超える。禄令嬪以上や『延喜式』にみえる規程（中務省式後宮時服条、大膳職式下月料条、彈正台式車馬従条など）<sup>23)</sup>が示しており、夫人よりもなお待遇面でも優遇したという嵯峨天皇の意志の表れとみることが出来る。

夫人に立てられた藤原緒夏は左大臣内麻呂女<sup>24)</sup>で、嵯峨天皇の寵愛を蒙る冬嗣の姉妹ではあつたが、内麻呂は弘仁三年十月に薨去<sup>25)</sup>しており、冬嗣は未だ従三位参議にすぎず、所生子も伝えられてはいない。入内したのは弘仁元年のことで、多治比高子に遅れる。寵愛が無かつたわけではないが、冬嗣との関係強化の目的もあつて夫人の地位を得た一面は否定できない。従つて、多治比高子が緒夏を超えることに何ら問題はなかつたはずである。

多治比高子には所生子が伝えられていないが、橘嘉智子と相前後して皇太子妃となつたようであり、その寵愛は嘉智子に匹敵するものがあつたのではなからうか。そのことは、多治比高子が薨じたとき、異例の従一位を贈られていることからわかる。贈一位とされたのは、桓武贈妃藤原旅子（正一位）、嵯峨女御百濟慶命（従一位）

淳和贈后高志内親王（一品）、仁明女御藤原貞子（従一位）など限られている。<sup>26)</sup>

たとえば、百濟慶命は、源氏朝臣定などを儲けたが、「天皇納<sub>レ</sub>之。特蒙<sub>二</sub>優寵<sub>一</sub>。」といい、「權勢之隆至如此焉。」と伝える。<sup>27)</sup> 嵯峨太上天皇時代の寵愛を一身に受けた女性であったことがわかる。こうした寵愛が多治比高子に及んでいたことは容易に想像出来る。その点で、『皇室制度史料』后妃<sub>三</sub>が「殊寵に依る」と推測したことに誤りはないが、その背景には上述のように、妃の地位低下が桓武朝以來進行しており、その結果として、嵯峨朝には令規に背いても違和感が無いほどになっていたことがある。

#### 4. 嵯峨朝の後宮

嵯峨朝には弘仁六年に橘嘉智子が立后し、多治比高子が妃に、藤原緒夏が夫人に立てられた。なお、『二代要記』には嵯峨天皇後宮に「夫人正三位藤産子」とみえ、『日本紀略』天長六年五月庚子廿二日条には「従二位藤原朝臣産子薨。弘仁之比、入<sub>二</sub>掖庭<sub>一</sub>。薨年六十九」とある。しかし、角田文衛氏の考察によれば、産子は光仁妃で大伴親王の養母とみられる。<sup>28)</sup>

その前年の弘仁五年には源氏賜姓が行われており、それ以前に、キサキの差別化が図られたと思われる。桓武朝に出現した女御は嵯峨朝には「女御及三位以上<sub>31)</sub>」と示されるように定着していたが、さ

らに下位に更衣を設けて、その所生を源氏賜姓したのである。<sup>29)</sup>

こうして嵯峨朝初年に皇后橘嘉智子を頂点とする嵯峨朝の新しい後宮が階層的に成立し、女御・更衣という新しいキサキを加えて、形式的には令制最後のキサキ制度が完備したことになる。<sup>30)</sup>

嵯峨朝の政治については大塚徳郎氏の研究に詳しいが、弘仁十年までが、桓武・平城の政治の修正の時期という性格が強いこと。現実にあつた合理的な政治を行わんとする意図が強いこと、などを明らかにしている。この指摘を踏まえて後宮政策をみると、嵯峨天皇の個人的寵愛を背景としながらも、令規定を超えて、多治比高子を妃とすることで、地位の低下した妃を合理的に活用しようとするもので、嵯峨朝政治に通定するものがあるように思われる。

その後、弘仁末年には忠良親王などを儲けた「姿質姝麗。閑<sub>二</sub>於女工<sub>一</sub>」と評される百濟王貴命が女御として寵愛を受け、<sup>35)</sup> 源朝臣定などを儲けた百濟王慶命が尚侍として後宮に君臨し、「特蒙<sub>二</sub>優寵<sub>一</sub>」って、「宮闈之權可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>無比」と評された。<sup>36)</sup>

しかし、皇后（皇太后）橘嘉智子、妃多治比高子、夫人藤原緒夏の嵯峨朝及び、太上天皇時代における地位は絶対であり、嵯峨太上天皇の家父長的権威の下、彼女たちを筆頭とする嵯峨後宮のヒエラルキーは機能し続けたのである。

妃多治比高子は皇太妃の尊号は受けなかったものの、従二位に昇叙し、天長三年で卅九歳まで生存した。<sup>37)</sup> 桓武妃・酒人内親王は天長六年に薨去するので、生涯二人の（先帝の異なる）妃が併存したこ

とになる。

## おわりに

以下、嵯峨朝以降の後宮を概観しておく。

淳和朝には故・高志内親王が贈后され、正子内親王が立后する。<sup>(40)</sup>

『二代要記』によれば、女御・更衣は置かれたが（女御永原原姫、橘氏子、更衣藤原潔子<sup>(41)</sup>）、妃・夫人は置かれることはなかった。橘嘉智子所生で、「后美姿顔<sup>(42)</sup>、貞婉有禮度<sup>(43)</sup>、存母儀之徳<sup>(44)</sup>、中表則之。太上天皇、太皇太后甚鍾愛之<sup>(45)</sup>」という正子内親王を淳和天皇は「備禮娉之、納於掖庭<sup>(46)</sup>、寵敬兼人<sup>(47)</sup>」たとい、その寵愛に匹敵する内親王や臣下の女がなかったことによるのかもしれないが、嵯峨朝の後宮政策を直接的には継承することはなかった。

ついで仁明朝には皇后すら立てられず、女御が寵愛を得た。女御で特に寵愛を得たのは、藤原順子（冬嗣女）、藤原貞子（三守女）、滋野繩子（貞主女）、藤原沢子（総継女）であるが、いづれとも決めかねる状況にあつて皇后冊立は行われなかった可能性が高い<sup>(48)</sup>。

このことは、後宮に君臨すべき皇后が立てられなくとも、後宮支配が円滑にいく可能性を示しており、以後、歴代の天皇は皇后以下、令規定におけるキサキを立てることなく、女御・更衣のみを置くことになった。それは、文徳朝に女御↓皇太夫人↓皇太后という道筋が確立したことにもよる<sup>(49)</sup>。

ところが醍醐朝において、久しぶりに妃が立てられた。為子内親王である。

なぜ、妃が復活したのであろうか。第一に内親王が入内したからであり、品位を授けられる内親王は妃か皇后に立てられるのが慣例であつたからである。では、嵯峨朝頃には地位の低下した妃、しかも臣下（多治比高子）が立てられた前例のある妃に、為子内親王が迎えられたのはなぜであろうか。それは、為子内親王がもと源氏であつたことも考慮されるのではなからうか。為子内親王は班子女王所生で宇多天皇の同母妹だが、内親王となつたのは、宇多朝の寛平三年（八九一）十二月のことである<sup>(46)</sup>。

その後、醍醐妃・三品為子内親王が皇后に冊立される可能性もあつたであろうが、勳子内親王を儲けたものの、昌泰二年（八九九）三月に薨去する<sup>(47)</sup>。一品を贈られているので、寵愛されていたことが知られる<sup>(48)</sup>。

為子内親王亡き後、藤原穩子が入内し、女御から中宮に至る例をひらく。その後、内親王が入内する例は皇后か中宮としてであり（冷泉皇后・昌子内親王、後冷泉中宮・章子内親王、後三条中宮・馨子内親王など）、妃として入内することはなかった。藤原穩子以降、平安時代中期のキサキ制度は新たな段階を迎えたのである。

## 註

(1) 『続日本後紀』承和十四年十一月己巳七日条。

(2) 『続日本紀』宝龜元年十一月甲子五日条。

- (3) 『日本紀略』天長六年八月丁卯二日条「薨時七十六。」
- (4) 『本朝皇胤紹運録』「適神王。母縣主毛人女鳥姬。」
- (5) 『東大寺要録』卷10「雜事章之余」酒人内親王事。
- (6) 『続日本紀』延暦五年正月戊申十七日条。
- (7) 『続日本紀』延暦七年五月辛亥四日条。
- (8) 『二代要記』『続日本紀』延暦四年八月丙戌二四日条。同十五年七月戊戌九日条。
- (9) 『日本紀略』延暦十三年五月己亥廿七日条。
- (10) 『日本後紀』大同元年六月辛丑九日条。
- (11) 『日本紀略』弘仁八八月戊午朔条。
- (12) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』一五七頁(吉川弘文館、一九八六年)。
- (13) 『日本後紀』弘仁三年五月癸酉十六日条、同癸未廿六日条。
- (14) 朝原内親王は弘仁八年薨去時に二品であり、『日本紀略』弘仁八年四月甲寅廿五日条、大宅内親王は天長五年に三品で出家している(天長五年十一月丁未廿五日条)。
- (15) 『日本紀略』、『類聚國史』四十、夫人、大同四年六月丁亥十三日条。
- (16) 『日本紀略』大同四年十二月甲午廿三日条。
- (17) 嘉智子立后の背景については、拙稿「九世紀の橘氏」参照(『帝塚山学院大学研究論集』二八、一九九三年)。
- (18) 『日本後紀』弘仁六年七月壬午十三日条。
- (19) 『続日本後紀』承和八年四月丁巳十七日条。
- (20) 『日本三代実録』貞觀十年正月丙午十一日条。
- (21) 拙稿「平安前期皇子女の序列記載―正史の記載をめぐって―」(『続日本紀研究』三三二号、二〇〇一年)。玉井力氏も「良有以也」(マコトニユエアルナリ)の一句は、その間の事情を物語るものと言えよう。」と述べている(『女御・更衣制度の成立』『名古屋大学文学部研究論集』史学19)所収、一九七二年三月)。
- (22) 『日本後紀』大同四年五月壬子七日条。
- (23) 『日本文徳天皇実録』齊衡二年九月丙戌十一日条。
- (24) 『日本後紀』弘仁三年冬十月辛卯六日条。
- (25) 『日本紀略』天長三年三月己巳二日条。
- (26) 生前に文徳女御藤原明子が従一位、同藤原古子が従一位に叙されている。以上、角田文衛監修『平安時代史事典』資料・索引編「日本古代後宮表」を参照(角川書店、一九九四年)。
- (27) 『日本三代実録』貞觀五年正月三日丙寅条。
- (28) 角田文衛「藤原産子」(『王朝の明暗』、東京堂出版、一九九二年、初出は一九七五年)。
- (29) 『類聚三代格』卷十七、弘仁五年五月八日詔。
- (30) 延暦十六年の位田全給(『日本後紀』延暦十六年二月癸亥勅)によって始まり、桓武朝を通じて整備されたと考えられる。林陸朗「桓武朝後宮の構成とその特徴」(『桓武朝論』雄山閣、一九九四年、初出は一九九三年)参照。
- (31) 『日本後紀』弘仁六年十月壬戌廿五日条。
- (32) 更衣については不明な点が少なくないが、『続日本後紀』承和九年正月戊戌三日条に「詔授従五位下秋篠朝臣康子正五位下。無位山田宿祢近子従五位上。並太上天皇更衣也。」とみえる。
- (33) 嬪が置かれていないが、嬪は令制下では文武朝に見えるのみ(『続日本紀』和銅六年十一月乙丑五日条)で、これ以前から置かれた形跡が無い。嬪と同じ五位以上キサキとして女御が桓武朝に出現したこと、女御が嬪に取って代わり、それが嵯峨朝にさらに分化して更衣が出現する。
- (34) 大塚徳郎「嵯峨朝の政治」(『平安初期政治史研究』、吉川弘文館、一九七八年)。
- (35) 『日本文徳天皇実録』仁寿元年九月甲戌五日条。
- (36) 『日本三代実録』貞觀五年正月三日丙寅条。
- (37) 『日本紀略』天長三年三月己巳二日条。
- (38) 天長六年七月丁卯廿日条。
- (39) 弘仁十四年六月己丑六日条。

- (40) 天長四年二月丁巳廿六日条。
- (41) 原姫は『日本三代実録』貞観五年正月三日丙寅条にみえる。氏は貞観五年正月八日辛未条に従五位上から従四位上に昇叙したことがみえるが、女御の記載は確認できない。潔子は『続日本後紀』承和七年正月乙酉八日条、同八年十一月丁巳廿一日条、同十二年正月乙卯八日条に叙位がみえるが、更衣の記載は確認できない。
- (42) 『日本三代実録』元慶三年三月廿三日癸丑条。
- (43) 拙稿「大伴親王の賜姓上表」(『平安時代皇親の研究』吉川弘文館、一九九八年。初出は一九九三年)。
- (44) 仁藤智子「平安初期における后位の変質過程をめぐって」(『国士館文学』四八、二〇一六年三月)。
- (45) 『日本三代実録』元慶八年六月二日辛卯条。
- (46) 『日本紀略』寛平三年十二月廿九日乙巳条。
- (47) 『日本紀略』昌泰二年三月十四日丁未条。
- (48) 『日本紀略』昌泰二年三月廿一日甲寅条。
- (補注) 桓武朝の夫人、藤原吉子は延暦二年二月甲寅(七日)に、藤原乙牟漏とともに夫人となった。時に従三位で、従三位に直叙されたのは、その二日前の壬子である(以上、『続日本紀』)多治比真宗は、延暦十六年に「叙従三位、為夫人」とある(『二代要記』桓武天皇後宮)。藤原小尿はいつ従三位・夫人となったのかは不明。藤原旅子は延暦四年十一月丙辰(廿四日)に従三位直叙。同五年正月戊申(十七日)に夫人となっている。そもそも令規定には「夫人三員 右三位以上」とあるから、夫人に立てられた女性には、同日かそれ以前に従三位に叙されるべきであるが、多治比高子も橘嘉智子も、一年近くも四位に据え置かれていた。嵯峨天皇はこの段階で、すでに令規定を破っており、後の多治比高子を妃とすることへの先例となった可能性がある。では、なぜ多治比高子らはずぐに従三位に叙されなかったのであろうか。明確なことはわからないが、夫人となった大同四年六月には、平城太上天皇の寵愛を受ける藤原葉子が従三位尚侍で後宮に権勢を振るっており、その勢を憚って、四位に止

め置いたということは考えられないであろうか。